



【発信日】令和6年11月20日

【問い合わせ先】

大野市役所（1階 11番窓口）

くらし環境部交通住宅まちづくり課 松藤、川島

電話 0779-64-4815（内線 1702）

「〈改訂〉大野市立地適正化計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	〈改訂〉大野市立地適正化計画（案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	<p>平成30年に現行の「大野市立地適正化計画」を策定し、人口減少など将来の見通しにおける課題を踏まえたうえで、生活サービスや地域活力を維持し、誰もが安全・安心、健康、快適に暮らし続けることができるまちづくりを推進しています。</p> <p>そのような中、近年、自然災害が頻発・激甚化し、その対応が課題になっていることから、防災、減災対策の取り組みである「防災指針」を計画に追加する改訂を行います。</p>
4	意見等を提出できる方	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">① 市内に住所を有する人② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人④ 市内の学校に在学する人⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

5	政策等の案の公表	<p>(1) 公表の日 令和6年12月2日(月)</p> <p>(2) 入手方法</p> <p>①指定場所での閲覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所1階市民ホール ・結とびあ ・和泉地域交流センター ・各公民館 ・図書館 <p>②インターネット(大野市公式ホームページからダウンロード)</p> <p>③担当課での貸し出し</p>
6	意見等の受付期間	令和6年12月2日(月)から令和6年12月27日(金)まで
7	意見等の提出方法	<p>・住所、氏名(団体名)、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項</p> <p>・該当箇所(○ページ○行目)</p> <p>・意見等</p> <p>を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。その際、必要に応じて意見提出用紙(市ホームページからダウンロード)をご利用ください。</p> <p>①指定場所(第5項参照)への書面の提出(提出用紙を備え付けます)</p> <p>②郵便</p> <p>③ファクシミリ</p> <p>④電子メール</p> <p>※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。</p> <p>※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となることがあります。</p>
8	意見等の取扱い	<p>提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報(個人情報など)に該当するもの、本件に係わりのないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。</p> <p>①提出された意見等の概要</p> <p>②提出された意見等に対する実施機関の考え方</p> <p>③本計画案を修正した場合における修正の内容</p>
9	問い合わせ先	<p>大野市くらし環境部交通住宅まちづくり課 (大野市役所1階①番窓口)</p> <p>〒912-8666 大野市天神町1番1号</p> <p>電話 0779-64-4815(内線1702) ※電話での意見提出は不可</p> <p>ファクシミリ 0779-66-1118</p> <p>Eメール koutu@city.fukui-ono.lg.jp</p>

〈改訂〉大野市立地適正化計画（案）～改訂概要～

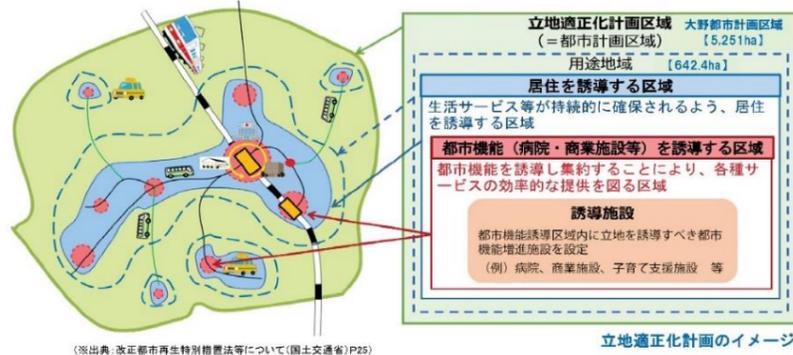
■立地適正化計画とは

●立地適正化計画とは

- ・人口減少、高齢化社会下においても、持続可能な「コンパクトなまちづくり」に具体的に取り組んでいくための計画

都市マスタープラン = 基本的な方針

立地適正化計画 = アクションプラン



（※出典：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）P25）

立地適正化計画のイメージ

●計画期間

平成30年 ～ 令和17年

●定めるべき事項

- ・計画の区域（都市計画区域）
- ・基本的な方針（ターゲットとストーリー）
- ・都市機能誘導区域（新たな立地は見込めない。いかに今ある機能を維持するか）
- ・居住誘導区域（ゆるやかな誘導。各地区での生活・コミュニティも維持）
- ・誘導施設
- ・防災指針 ← 令和2年に追加

■主な改訂内容

①防災指針の策定

都市の防災に関する機能の確保に関する指針を作成し、誰もが安心して暮らせる都市づくりを推進

②居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し

災害ハザード情報や改訂された運用指針の考え方などを反映させ、当市にふさわしい区域を再設定

③地域生活拠点の区域設定

市域に点在する既存集落の中心となる拠点（既計画で設定済）について、区域を「明示」し、都市圏全体で持続可能な構造へ

■防災指針の策定

●防災指針とは

- ・居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（都市再生特別措置法第81条第2項第5号）

⇒ 「人（立地）の誘導」と「誘導する場所の安全の確保」はセット

●背景

- ・自然災害は近年、（特に水災害については）頻繁・激甚化の傾向（今後さらに顕著になるおそれ）
- ・国土、都市、人が脆弱に

●対象範囲

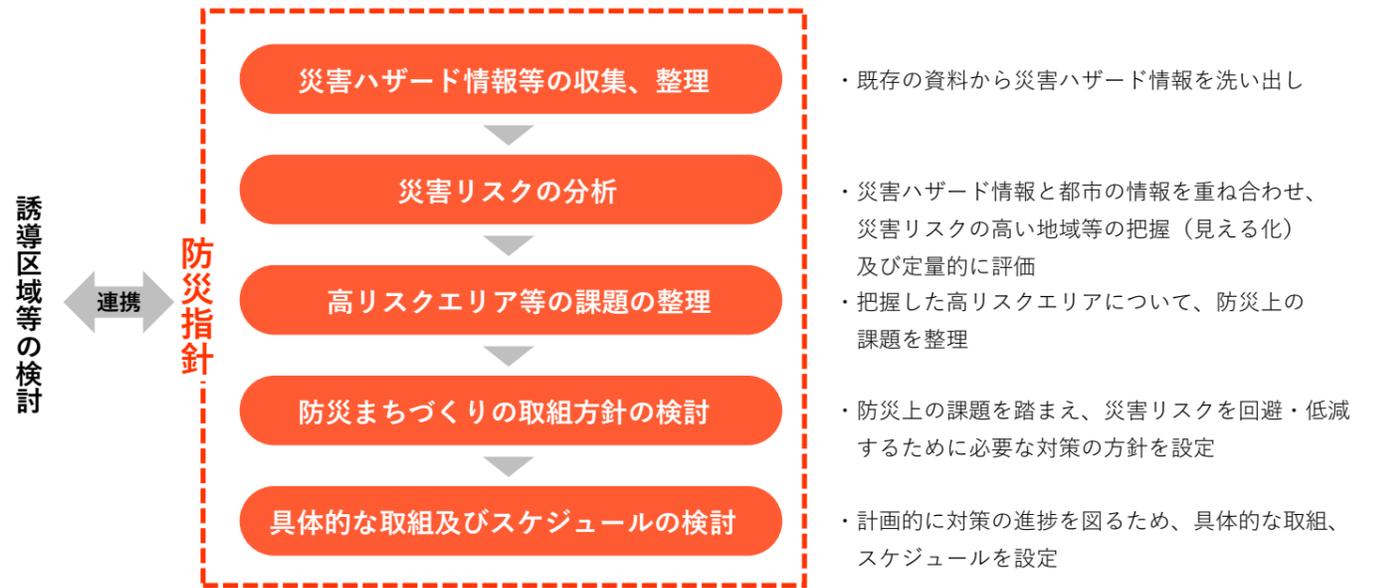
- ・居住誘導区域、都市機能誘導区域（都市再生特別措置法）
- ・居住誘導区域外に現に生活している居住者の安全を確保するための取組も併せて検討することが必要（都市計画運用指針）

⇒都市計画区域（＝立地適正化計画の区域）

■策定フロー

防災指針は次の流れに沿って検討

また、誘導区域は、防災指針における災害リスクの分析結果を勘案して、適切に設定



■対象とする災害ハザード

対象は「人的被害のリスクが高い」災害ハザード

●水災害

レッドゾーン	災害危険区域 （＝急傾斜地崩壊危険区域）
	地すべり防止区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	土砂災害特別警戒区域
イエローゾーン	洪水浸水想定区域 （想定最大規模）
	・想定浸水深3m以上
	・想定浸水深0.5m以上3.0m未満
	・浸水継続時間3日以上
	・浸水継続時間1日以上3日未満
・家屋倒壊等氾濫想定区域	
	土砂災害警戒区域
	津波災害警戒区域

※福井県都市計画マスタープランに即する
ただし斜体は本市が追加

※浸水継続時間3日以上、津波災害警戒区域は
本市に該当なし

●地震災害

【浸水深3m以上】

- ・一般的な家屋（2階建て）では屋内での安全確保が困難



【浸水深0.5～3.0m未満】

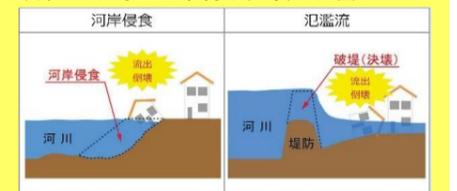
- ・平屋建ての家屋は屋内での安全確保が困難
- ・徒歩による移動困難（0.5m以上）
- ・医療用電子機器等の使用困難（コンセントが浸水）（0.7m以上）

【浸水継続時間1日以上3日未満】

- ・要配慮者の体調に影響を及ぼすおそれ

【家屋倒壊等氾濫想定区域】

- ・堤防が決壊した場合、一般的な建築物が倒壊・流出するおそれ



【土砂災害警戒区域】

- ・斜面の崩壊等により、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれ

災害リスクの分析

分析の視点

情報の重ね合わせ

リスクの見える化

洪水
水
土砂災害
地震

(分析①) 水平避難の実行可能性	浸水想定区域 (0.5m以上) × 人口分布・高齢化率
(分析②) 垂直避難の実行可能性	浸水想定区域 (0.5m以上) × 住宅分布・建物階数
(分析③) 浸水継続による 孤立の可能性	浸水継続時間 (1日以上) × 住宅・避難所・都市機能分布
(分析④) 浸水による都市機能の 機能停止・低下の可能性	浸水想定区域 (0.5m以上) × 避難所・都市機能分布
(分析⑤) 洪水による 家屋倒壊の可能性	家屋倒壊等氾濫想定区域 × 住宅・避難所・都市機能分布
(分析⑥) 土砂災害による 人的被害の可能性	土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 × 住宅・避難所・都市機能分布
(分析⑦) 土砂災害による緊急輸送 道路の機能停止の可能性	土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 × 緊急輸送道路
(分析⑧) 大規模な地震による 家屋倒壊の可能性	地震による揺れやすさ(震度) × 住宅分布・建築年
(分析⑨) 大規模な地震による 火災の延焼の可能性	地震による揺れやすさ(震度) × まちなかの商業地 老朽木造住宅等の割合

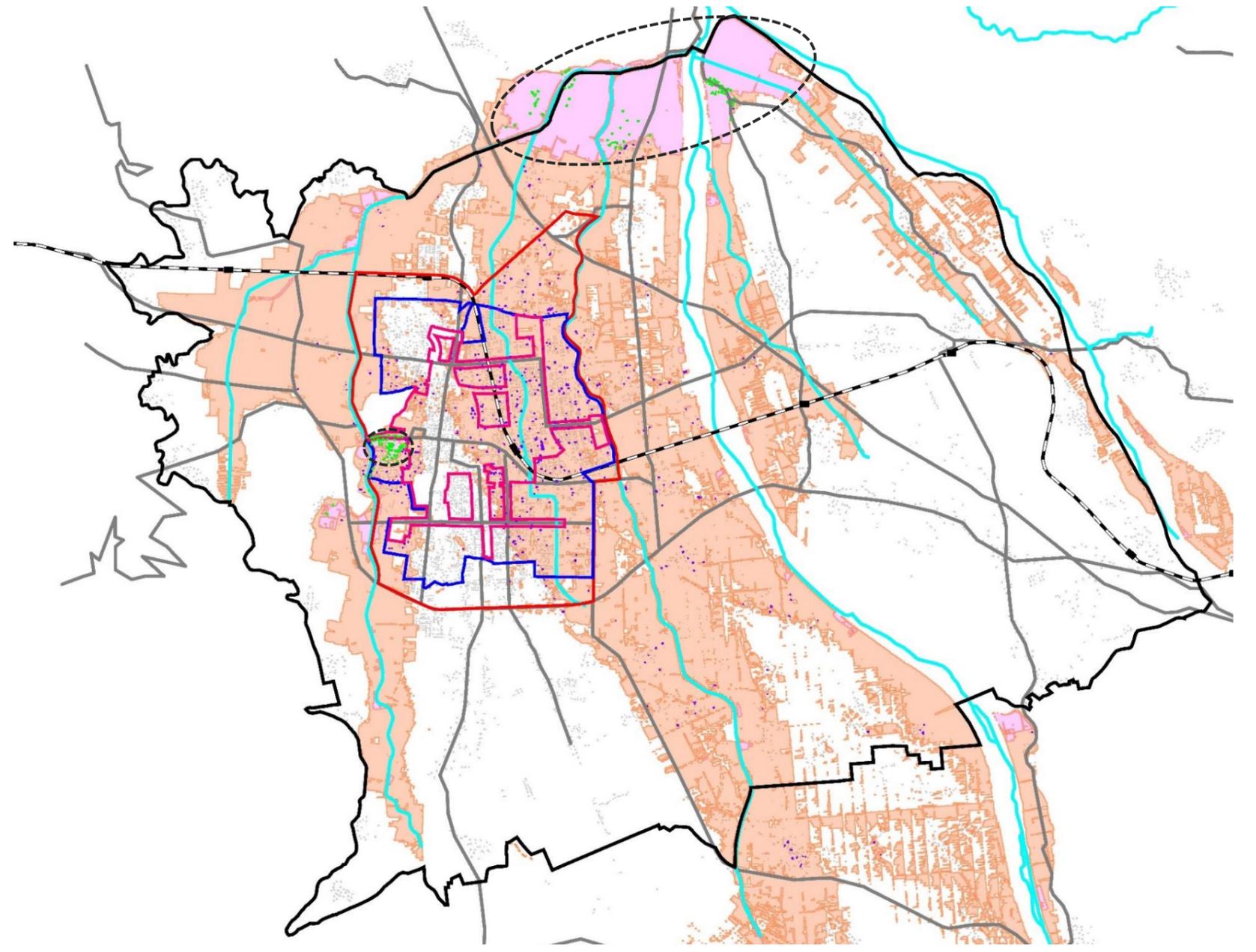
(分析②) 垂直避難の実行可能性について、**リスクを見える化**すると・・・

災害リスクの内容

- ・ 1階建ての住宅は浸水深0.5m以上で垂直避難が困難になるおそれ
- ・ 2階建ての住宅は浸水深3.0m以上で垂直避難が困難になるおそれ

リスク分析の目的

- ・ 垂直避難での対応が困難になるおそれがある住宅の立地状況を確認



- 凡 例
- 都市計画区域
 - 用途地域
 - 居住誘導区域(当初計画)
 - 都市機能誘導区域(当初計画)
 - JR線
 - 主要道路
 - 【建築物(住宅)】
 - 1階建て住居
(浸水深0.5m以上のエリア)
 - 2階建て以下の住居
(浸水深3.0m以上のエリア)
 - 【災害ハザード情報】
 - 0.5m以上3.0m未満の浸水想定区域(想定最大)
 - 3.0m以上の浸水想定区域(想定最大)

災害リスクの分析のつづき

	現状	課題
（居住誘導区域）	分析① ●浸水深0.5m以上、かつ避難に時間を要する高齢者等の割合が高いエリアが存在	●浸水後は水平避難による安全確保が困難になるおそれがあるが、比較的近くに指定避難所が立地
	分析② ●浸水深が3.0m以上のエリアに多くの住宅が立地し、ほとんどが2階建て以下 ●浸水深が0.5m以上3.0m未満のエリアに立地している住宅の約1割が1階建て	●垂直避難による安全確保が困難になるおそれ
	分析③ ●浸水継続時間が1日以上エリアに都市機能の立地はないが、わずかながらの住宅が立地	●孤立するリスクは低い
	分析④ ●浸水深が0.5m以上のエリアに、半数以上の都市機能が立地	●浸水により都市機能が機能停止、低下するおそれ
	分析⑤ ●河岸浸食により家屋の流出・倒壊のおそれがあるエリアが、赤根川、清滝川沿いに想定されており、一部の住宅等が立地	●家屋が流出・倒壊のおそれがあるため、屋内での安全確保が困難
	分析⑥ ●家屋等の被害が生じるおそれがあるエリアが、亀山の麓に指定されており、一部の住宅が立地	●斜面の崩壊等により家屋等が被害を受けるおそれがあるため、屋内での安全確保が困難
	分析⑦ ●土砂災害等が発生するおそれがあるエリアを、第2次緊急輸送道路が通過	●第2次緊急輸送道路が寸断され、機能が停止するおそれ
	分析⑧ ●立地している半数以上の住宅が耐震性能を有していない可能性	●大規模な地震が発生すると住宅が倒壊するおそれ
	分析⑨ ●商業地は相対的に建物が密集するおそれ ●老朽木造住宅等の割合が高い地区が存在	●地震により火災が発生すると、延焼被害のおそれ
（都市計画区域）※居住誘導区域除く	分析① ●浸水深0.5m以上、かつ避難に時間を要する高齢者等の割合が高いエリアが広く点在	●指定避難所まで距離があり、浸水後は水平避難による安全確保が困難になるおそれ
	分析② ●浸水深が3.0m以上のエリアに多くの住宅が立地し、そのすべてが2階建て以下 ●浸水深が0.5m以上3.0m未満のエリアに立地している住宅の約1割が1階建て	●垂直避難による安全確保が困難になるおそれ
	分析③ ●浸水継続時間が1日以上エリアに都市機能の立地はないが、わずかながらの住宅が立地	●孤立するリスクは低い
	分析④ ●浸水深が0.5m以上のエリアに、数件ながら都市機能が立地	●浸水により都市機能が機能停止、低下するおそれ
	分析⑤ ●河岸浸食や氾濫流により家屋の流出・倒壊のおそれがあるエリアが、一級河川沿いに想定されており、一部の住宅が立地	●家屋が流出・倒壊のおそれがあるため、屋内での安全確保が困難
	分析⑥ ●生命への危害や家屋等の被害が生じるおそれがあるエリアが、主に縁辺部に指定されており、一部の住宅が立地	●斜面の崩壊等により家屋等が被害を受けるおそれがあるため、屋内での安全確保が困難
	分析⑦ ●土砂災害等が発生するおそれがあるエリアを、第1次緊急輸送道路が通過	●第1次緊急輸送道路が寸断され、機能が停止するおそれ
	分析⑧ ●立地している半数以上の住宅が耐震性能を有していない可能性	●大規模な地震が発生すると住宅が倒壊するおそれ

洗い出された課題の整理

取組方針

立地の誘導（が必要）
・高リスクエリアに住宅等が立地しないよう誘導する必要がある

災害リスクの回避
・立地誘導により災害リスクを回避

被害を軽減させる施設整備（が必要）
・都市の安全性を高めるための施設整備を進める必要がある

計画的な基盤整備の推進
・災害ハザードに対して都市基盤の整備による対策を講じ、防災性（安全度）を向上

災害に備えた体制づくり（が必要）
・避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組を充実させる必要がある

防災体制の整備・強化
・災害発生時に住民が適切・安全な避難行動ができるよう災害に備えた体制づくりを強化

いざというときの適切な避難行動の選択ができる判断力（が必要）
・災害リスクの周知を図り、状況に応じて自らの判断で行動する必要がある

主体的な避難の促進
・自然災害に対する「心構え」と「知識」を備えることで、住民一人ひとりの主体的な行動力を育成

■誘導区域の見直し

●居住誘導区域の見直し

設定方針（防災指針の検討内容を反映）

レッドゾーン

法令等において

- ・含まないこととされている区域
- ・原則、含まないこととすべき区域

⇒ 除外

イエローゾーン

運用指針において

- ・適当でないと判断される場合に、原則、含まないこととすべき区域

⇒ 災害リスクごとに個別に判断

- ・浸水想定区域 3 m 以上
- ・ " 0.5 m 以上
- ・浸水継続時間 1 日以上 3 日未満



除外しない

(理由) 良好な市街地、将来人口が一定の集積

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・土砂災害警戒区域※



原則、除外する

(理由) 家屋の倒壊や流出のおそれがある

※ただし、**亀山周辺の土砂災害警戒区域は**、
旧来から住宅が立地し、対策工事が概ね完了しているため、除外しない

⇒ 家屋倒壊等氾濫想定区域は居住誘導区域から除外

●都市機能誘導区域の見直し

計画策定時

(都市計画運用指針)

「居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定することとなる」

現在

(都市計画運用指針)

「居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが基本となる」

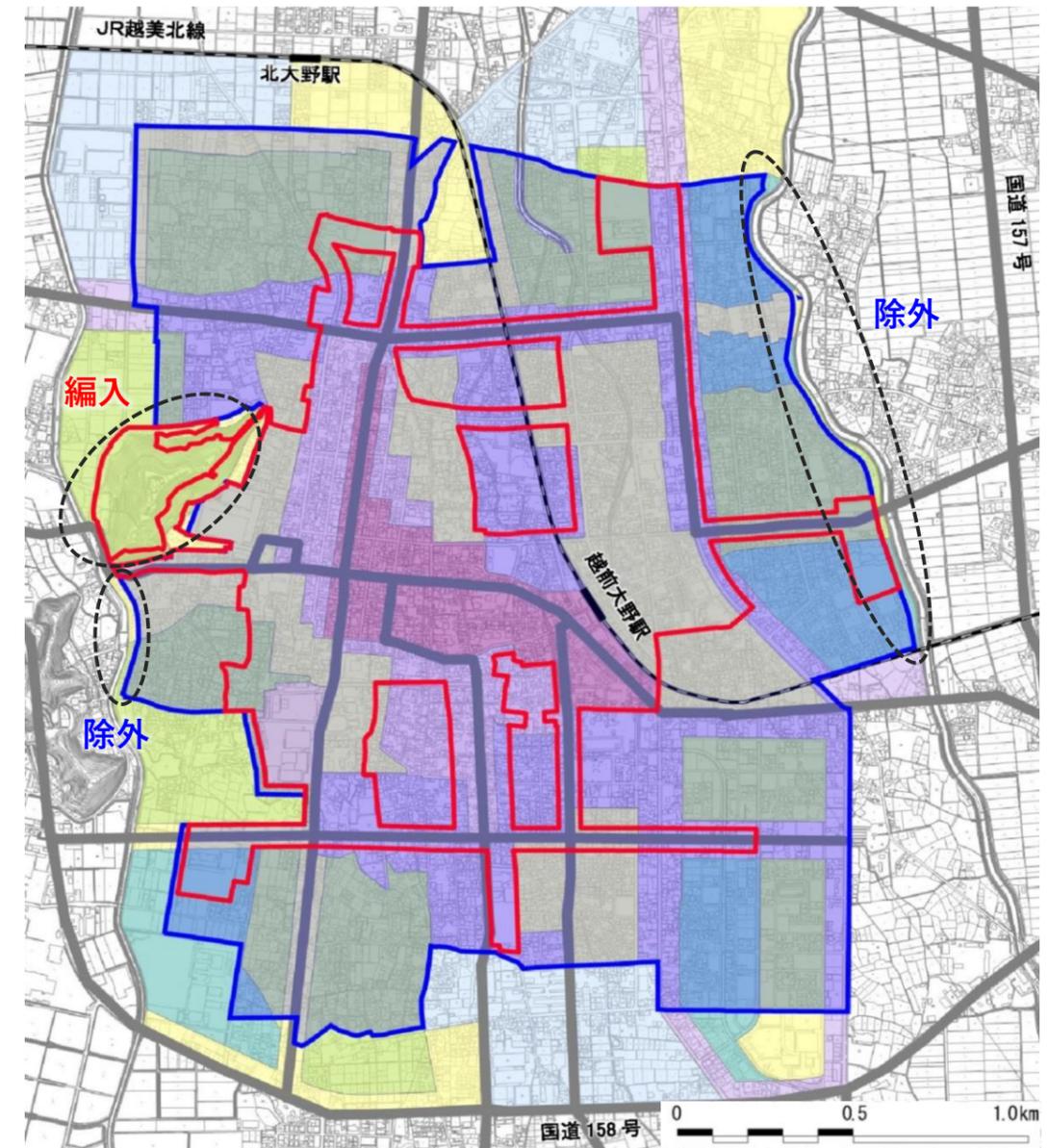
(立地適正化計画の作成に係る Q & A)

都市の状況に応じて

「居住誘導区域を設定しないことも考えられる」

都市機能誘導区域のみを設定することが可能に

⇒ 大野市のシンボル、観光資源である
亀山（越前大野城）を都市機能誘導区域に編入



見直し後の誘導区域図

■地域生活拠点の区域設定（具体的に区域を明示）

●地域生活拠点とは

都市計画区域内外に点在する

既存集落の中心となる拠点（現計画において定義）

●区域の設定方針

- ・公民館周辺（都市マスタープラン、立地適正化計画と整合）
- ・公民館を中心として半径500m（高齢者の徒歩圏域）
- ・既存の拠点（新たな開発は抑制。新たなインフラ整備の必要性も低い）
- ・災害レッドゾーンは含まない（防災）
- ・区域界は道路や河川などの地形地物（容易に判断）

